

## ～ 事業場のみなさまへ ～

### 『カドミウム』の下水排除基準改正について

平成 26 年 11 月 4 日に「下水道法施行令」で規定する『カドミウム』の下水排除基準が「0.1mg/L 以下」から「0.03 mg/L 以下」に改正されました。

これを受け、このたび、八王子市では、「八王子市下水道条例」で規定する『カドミウム』の下水排除基準を「下水道法施行令」と同様に改正しました。

改正後の基準は平成 26 年 12 月 1 日から八王子市内の事業場に適用されます。

#### 《改正内容》

##### カドミウムの排除基準

従来の下水排除基準 「0.1mg/L 以下」  
↓  
改正後の下水排除基準 「0.03 mg/L 以下」  
(平成 26 年 12 月 1 日から適用)

#### 《猶予期間》

平成 26 年 12 月 1 日時点で、現に特定施設を設置（設置の工事を行っているものを含む。）している特定事業場については、平成 26 年 12 月 1 日から 6 箇月間（水質汚濁防止法施行令別表第 3 に掲げる施設を設置している特定事業場については 1 年間）は適用されず、従前の排水基準が適用されます。

#### 《暫定排水基準》

一部の工場・事業場（4 業種）に対して、以下の暫定排水基準が設定されています。

##### ① 金属工業

暫定排水基準：0.08 mg/L 以下

適用期間：平成 31 年 11 月 30 日まで

##### ② 非鉄金属第 1 次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）

暫定排水基準：0.09 mg/L 以下

適用期間：平成 26 年 12 月 1 日から 3 年間

##### ③ 非鉄金属第 2 次精錬・精製業（亜鉛に係るものに限る）

暫定排水基準：0.09 mg/L 以下

適用期間：平成 26 年 12 月 1 日から 3 年間

##### ④ 溶融めっき業（溶融亜鉛めっきを行うものに限る）

暫定排水基準：0.09 mg/L 以下

適用期間：平成 26 年 12 月 1 日から 3 年間

#### H31.4 追記

②③④については、適用期間を過ぎたので、改正後の下水排除基準 (0.03mg/L) を順守してください。

〔問合せ先〕

八王子市水循環部水環境整備課  
水質保全担当

TEL 042 (642) 1500